

災害に係る協力体制に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と国立大学法人大分大学（以下「乙」という。）は、災害に係る協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大分市内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定するものをいう。

（協力要請等）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、相互に協力を要請し、この協定に従い、可能な限り協力に努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、それぞれの職員のうちから連絡責任者を指名し、当該職員を通じて協力の要請を行うものとする。
- 3 協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要すると認められる場合は、口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第4条 前条に規定する協力の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時における救援物資の集積、配送等の拠点として、乙の施設を提供すること。
- (2) 災害時における救助要員の活動拠点として、乙の施設を提供すること。
- (3) 災害時における乙の学生ボランティアの募集及び活動支援
- (4) 防災に関する研究及び情報の提供
- (5) その他災害に関し相互に協力が必要と認められる事項

（施設の提供等）

第5条 前条第1号及び第2号に規定する施設の提供は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乙の提供する施設は、大分大学旦野原キャンパス（大分市大字旦野原700番地）内の施設における乙の指定する場所とする。
- (2) 乙から提供された施設の使用上の責任は、甲が負うものとする。
- (3) 甲は、乙が早期に教育・研究活動を再開できるよう配慮するとともに、施設の利用を終了した場合は、当該施設の原状回復を行い、速やかに引き渡すものとする。

（学生ボランティア）

第6条 甲は、災害による被害が甚大なときは、第4条第3号の規定により、乙に対し学生ボランティアの募集及び活動支援を要請し、乙はこれに協力するものとする。

(防災に関する研究及び情報の提供)

第7条 甲及び乙は、災害時に想定される課題解決を図るため、第4条第4号の規定により、防災に関する研究及び情報の提供に関し、相互に協力するものとする。

2 乙は、学生に対し、甲が実施する防災講話等を活用の上、防災意識の向上に努めるものとする。

(費用)

第8条 第4条第1号及び第2号に規定する施設の提供及び設備の利用に係る費用は、無償とする。

2 第4条の協力を要した費用であって市長が必要と認めるものは、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年延長するものとし、以降この例による。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年 3月 8日

甲 大分市荷揚町2番31号
大分市長 佐藤 樹一郎

乙 大分市大字旦野原700番地
国立大学法人 大分大学長 北野 正剛